第127号
昭和35年11月1日
昭和29年10月15日
第三種郵便物認可
毎月1日発行
定価1部3円

11月のこよみ

◇文化財保護強調週間（1—7日）
◇働く年少者の保護運動（1—7日）
◇文化の日（3日）
◇精神衛生普及運動（11—16日）
◇寄生虫予防運動（21—30日）
◇勤労感謝の日（23日）
◇全国火災予防運動（26—12月2日）

広報おだわら

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
荘司忠一
文進堂印刷所
全世帯配布

人口123.185人
男 60.512人
女 62.673人
世帯 25.599
10月1日現在

市民会館の建設きまる

明年度には完成の見込み

鉄筋三階建・一千三百人を収容

市の懸案であった市民会館の建設が、このほどきまりました。

市では、現在の中央公民館が手狭のため、かねてより、各種の大会や会議、あるいは演劇、音楽等いろいろな催しものが開催できる市民会館の建設計画をたて、その財源調達につとめてまいりましたが、さる十月十五日、厚生年金還元融資資金七千万円の借り入れが認められましたので、これに市費を加え、総工費約一億五千万円をもつて、近く工事に着手することになりました。

建設敷地には、現在使用されている教育委員会庁舎をとりこわして、そのあと（面積三、四六五平方㍍）があてられますが、同会館は鉄筋コンクリート造り、地下一階地上三階（延面積三、六一三・六平方㍍）で、固定席一、〇四八に補助席や立見席を合わせると、一、三〇〇名が収容できるよう設計されております。

会館内部は、地下一階に機械室、変電室、倉庫、食堂及びちゅう房。地上一階に回り舞台、観客席、楽屋、受付と控室、ホワイエ、切符売場、売店及び便所。二階に観客席、会議室、事務室、楽屋、浴室、従業員室及び便所。三階に映写室、技師室、投光室及び調光室などが設けられ、また全館冷暖房が完備される予定です。

なお、この文化の殿堂は、明年度中に完成の見込みでありますが現在の中央公民館は、同会館の通路兼ホールになるほか、一部は会議室、又は集会室に模様がえされる予定です。

修学旅行や団体客でにぎわう小田原城天守閣

下府中公民館が完成

～地元の協力で～

下府中地区民多年の要望であった公民館が、このほど鴨宮中学校の近くに完成しました。

この公民館は、敷地約一、〇五八平方㍍、木造二階建（一部平家建）、モルタル塗りのモダンな建物です。内部は集会ホール、図書室、会議室、和室、調理室などが完備しております。なおこの公民館には下府中支所が併設されます。

工事費は支所を含めて主体工事八四二万五千円、電気工事三四万円、浄化そう工事三〇万円でこれ以外に備品その他約四〇万円を要しますので総工費は約九四六万円となります。このうち県費補助一五〇万円、地元寄付金三〇〇万円で、そのほか公民館敷地並びにどん帳、調理用具、暗幕などの備品類が、地元建設委員会や婦人会から寄付されております。

（建物の概要）
◇集会ホール R・C造（一部鉄骨造） 平家建 面積二九七・五二平方㍍
◇公民館各室 木造 二階建 延面積三三一・五七平方㍍
◇支所 木造 平家建 面積七五・二一平方㍍
◇総面積 七〇四・三〇平方㍍

写真は完成した下府中公民館

こんどの選挙の補充名簿登録と縦覧

今回行なわれる衆議院議員総選挙には、昨年度調製された基本選挙人名簿が使われます。

これに登載されていない方は十一月七日までに補充名簿の登録をすませてください。そしてこの名簿の縦覧は十一月十三日から十六日までの四日間、市役所内選挙管理委員会室で行なわれます。

もし、記載事項にあやまりがあれば、縦覧期間中に異議の申し立てをして下さい。

なお、今回の選挙に使用される基本選挙人名簿の登載者数は七一三七、五七六）です。

基本選挙人名簿の縦覧

十一月五日から十五日間

選挙管理委員会では、さる九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿を、十一月五日から十一月十九日までの十五日間（日曜、祭日を含む）、市役所本庁及び各支所で、午前八時三十分から午後五時まで縦覧いたします。

この名簿は、本年十二月二十日以降来年の十二月十九日までに行なわれる各種選挙に使われます。

大切な投票にさしつかえないよう名簿を閲覧し、もし選挙資格のある方で、この名簿に名前が載っていなかつたり、あるいは記載事項に間違いがあつたならば、期間中に必ず選挙管理委員会（市役所窓口四番）又は所管の各支所に申し出てください。

なお、右期間中に三浦相模海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧も同時に行なわれます。

見舞金を支給

旧占領軍による被害者へ

九月号の本紙でお知らせいたしました、旧占領軍による人身被害者に対する見舞金の支給については、その後横浜調達局管内で七三件の申請書が受理され、このうち七件については支払い手続きが完了されました。

しかし、調達局の実態調査によると、本県には二九六件の未受給者のあることがわかつておりますので、昭和二十年九月二日から二十七年四月二十八日講和条約発効までの占領時代中に、駐留軍によつて被害を受けても、いわゆる泣き寝入りをして申請しなかつた方たちは、この際至急次の機関へお問い合わせの上申請して下さい。

◇横浜調達局＝横浜市中区太田町四の五一番地 電⑧七二四〇～七二四九番
◇横須賀調達事務所＝横須賀市小川町 電横須賀二二五五番
◇座間調達事務所＝東京都町田市原町田三の一二一二番地 電町田三八五番

市税の年末滞納整理にご協力を

納税については、皆さまのご理解と納税貯蓄組合のご協力によつて、毎年成績が向上しております。

本年も十月十七日から十二月二十四日までを、市税年末滞納整理期間として滞納税金の整理をいたしますから、未納の税金はぜひこの期間中にもれなく納入して下さるよう、ご協力をお願いします。

消防団のポンプを一部更新

市の消防団では、このほどポンプの老朽又は性能低下により消防活動に支障をきたしている第十四分団の一班（堀之内）第十五分団の二班（北ノ窪）及び第二十二分団の三班（国府津岡）に、それぞれ可搬動力ポンプを交付しました。

新たに配置されたポンプは、東発式一一・二五〇キロワット（十五馬力）で、一台二十一万円、毎分八〇〇リットルの放水能力をもち、しかも二人で容易に運搬できる軽便なものです。

優良健康家庭を表彰

本年度は八八二世帯

市では、国民健康保険の保険料を一年間完納し、しかも家族全員が病気やけがなどをしなかつたため、その間保険の給付を受けなかつた優良健康家庭を、これまで毎年表彰してまいりましたが、本年度も昨年度の実績により、被保険者全世帯の六・二％にあたる八八二の優良健康家庭を表彰します。

これらの世帯には、表彰状と次の区分によりほう賞金が贈られます。

ほう賞金
一～二人世帯（年間保険料収納額の十二分の一に相当する額）
三～五人世帯（同じく十二分の二に相当する額）
六人以上の世帯（同じく十二分の二・五に相当する額）

なお、表彰状、ほう賞金、記念品等は、十一月中に各地区自治会を通じて、優良健康家庭にお届けいたします。

国保だより

が、特に三年、五年、七年と連続して表彰される八五世帯には、それぞれ記念品が贈呈されます。

二消防吏員を募集二

来春西分署（南板橋）が新設されるので、市消防本部では次により消防吏員（消防士）の募集を行ないます。

◇受験資格
①年齢 20歳から25歳までの者。ただし、明春高等学校を卒業する見込みの者を含む。又普通自動車運転免許証所有者は28歳まで。
②学力 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有する者。

◇受付期間 昭和35年11月1日から11月21日まで。

※なお、試験科目、提出書類その他詳細については、市消防本部庶務係（電話4919）へお問い合わせください。

衆議院総選挙・最高裁国民審査

投票日 11月20日
午前7時～午後6時

投票用紙の色
衆議院＝赤 ・ 最高裁＝黒

うまい「エサ」には針がある
那須良輔画

消防分署など設置きまる

収入役に小泉氏を選任

市議会九月定例会

市議会九月定例会は、さる九月二十七日から、会期三日間で開かれました。この定例会では、一般及び各特別会計の追加更正予算をはじめ、公営住宅や消防分署の設置、収入役、教育委員の選任など二十八の案件が審議されましたが、条例一件の修正のほかは、いずれも原案のとおり可決されました。なお、本定例会で議決されたおもな議案内容は次のとおりです

◇昭和三十五年度一般会計追加更正予算

今回の追加更正予算の総額は、五千八百五十五万四千六百十八円です。

まず歳出には、消防分署や下府中公民館の建設事業費をはじめ、土地改良事業費、米神、江之浦漁港災害復旧事業費のほか、し尿処理場建設事業費（追加）、県施行の土木事業負担金、市立病院への繰出金及び職員給与制度改正に伴う措置費など、当面必要な諸経費が計上されました。そしてこれらの財源として歳入には、市税、競輪会計繰入金、市債、国・県補助金等が見込まれました。

なお、今回の追加により一般会計の予算現額は十億六千三百六十万余円となりました。

◇昭和三十五年度水道特別会計追加更正予算

今回の追加更正予算額は、市債を主たる財源とした五千百二十七万二千三百二十五円でありますが、歳出には、上水道第二期拡張事業に伴う第三水源地の集水埋渠、ポンプ電動機の諸設備工事費及び一部送配水管の敷設費等のほか、当面必要とする諸経費が計上されました。

◇公営住宅の設置について

本議案は、昭和三十五年度分の公営住宅を設置するについて、議会の同意を得るため提案されたものです。

今回の議決により、市内稲山一〇五六番地に、一般住宅四十八戸が建設されることになりました。

この住宅は、第二種簡易耐火構造平家建てで、一戸当たりの面積二八・〇五平方㍍（八・五坪）、一棟五戸建てが八棟、四戸建が二棟建てられます。

なお、工事は年内に着手される予定です。

◇消防分署の設置について

本議案は、消防分署の設置について、議会の同意を得るため提案されたものです。

この議案の議決により、消防署西分署が、市内南板橋二丁目二五五番地（敷地面積四七一・四七一平方㍍）に建設されることになりました。

庁舎は、鉄筋コンクリート造り二階建て、延面積一九八・七三平方㍍で、このほか鉄筋コンクリート造りの望楼、油庫、自転車置場等が設けられる予定です。

なお、工事費は電話架設費を含めて約五六五万円が見込まれておりますが、財源には損害保険会社納付しなくてもよい場合）

④障害年金（障害福祉年金を含む）、母子福祉年金等をもらうようになった場合

⑤生活保護法による生活扶助又はらい予防法による援助を受けるようになった場合

⑥厚生省令で定める施設に収容された場合（箱根療養所入所者等）

②申請免除（県知事に申請して免除してもらう場合）

④所得のないとき（市町村民税の均等割が課税されない場合）

⑤地方税法に定める障害者又は寡婦で、年間所得が十三万円以下の場合

⑥世帯員のうち教育、住宅、医療、出産、失業、葬祭等の扶助を受けている者がある場合

⑦災害、長期の疾病、負傷等によって保険料の納付が著しく困難な場合

問い ④十八歳未満の子がいる母子世帯で、母親は全く保険料を拠出していない。ただし、母親の夫は死亡までに母子年金受給資格と同じ期間の保険料を拠出している場合、夫の保険料は、母子年金の受給に役立たないか。

答え 残念ながら、このような母子世帯には、母子年金が支給されません。

これは夫も妻もそれぞれ独立した被保険者である立場から決められたもので、母子年金を受けるためには、受給の当事者である妻がこの制度に加入し、規定の保険料を収めている場合に限られます。

問い ⑤職場の事故によって夫が死亡し、遺族補償を一時金で受けることになった。母子年金を受ける資格はあるのだが、ただちに母子年金が支給されるだろうか。

答え 夫の死亡日から数えて、六年後に母子年金が支給されます

つまり労働基準法、または国家公務員災害補償法の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付は、夫の死亡後六年間遺族に対して補償を行なうことになっております。

従ってたとえその補償が一時金で支払われた場合でも、母子年金の支給は、夫の死亡日から六年間

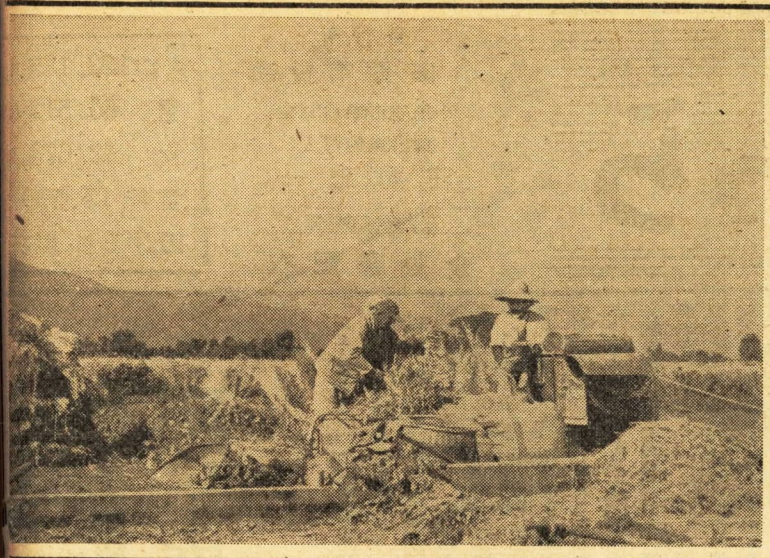

みのりの秋

台風シーズンもことなくすぎて全国的に好天に恵まれ、ことしも記録的な豊作が予想されています重そうな黄金の波うつ田んぼではいま取り入れの真最中です。

小田原でも予想収獲量は、水稲反収三八二キログラム（二石五斗四升）、陸稲反収一九〇キログラム（一石二斗六升）で、総収獲量は五、三〇八、一九九キログラム（三五三、八八〇石）と平年作をはるかに上回っています。

国民年金シリーズ

こんな場合はどうなるか？

前号で拠出制国民年金の概要説明を終りましたが、今回は、国民年金全般にわたり皆さんの疑問点について説明いたしましょう。

問い ㈠昭和三十六年四月一日で満五十歳から五十五歳未満の者（任意加入）が加入した場合と加入しなかった場合の老齢年金及び老齢福祉年金の支給額はどう違うか。

答え ①加入した場合

老齢年金が六十五歳から年九千六百円、七十歳から年一万四千四百円。

②加入しなかった場合

老齢福祉年金が七十歳から年一万二千円（ただし、所得制限等により支給されない方もある）

問い ㈡拠出制年金の支給は、いつごろからはじまりますか。

答え ①障害、母子、遺児年金は、早い人なら三年間で支給資格が生じ、昭和三十九年四月一日から支給されます。

②老齢、寡婦年金は、早い人なら十年間で支給資格が生じ昭和四十六年四月一日から支給されます

問い ㈢病気、失業等の理由によって、保険料が納められなくなった場合はどうなるか。

答え ①法定免除（法律上当然納付しなくてもよい場合）

②申請免除（県知事に申請して免除してもらう場合）

③所得のないとき（市町村民税の均等割が課税されない場合）

④地方税法に定める障害者又は寡婦で、年間所得が十三万円以下の場合

⑤世帯員のうち教育、住宅、医療、出産、失業、葬祭等の扶助を受けている者がある場合

⑥災害、長期の疾病、負傷等によって保険料の納付が著しく困難な場合

問い ④十八歳未満の子がいる母子世帯で、母親は全く保険料を拠出していない。ただし、母親の夫は死亡までに母子年金受給資格と同じ期間の保険料を拠出している場合、夫の保険料は、母子年金の受給に役立たないか。

答え 残念ながら、このような母子世帯には、母子年金が支給されません。

これは夫も妻もそれぞれ独立した被保険者である立場から決められたもので、母子年金を受けるためには、受給の当事者である妻がこの制度に加入し、規定の保険料を収めている場合に限られます。

問い ⑤職場の事故によって夫が死亡し、遺族補償を一時金で受けることになった。母子年金を受ける資格はあるのだが、ただちに母子年金が支給されるだろうか。

答え 夫の死亡日から数えて、六年後に母子年金が支給されます

つまり労働基準法、または国家公務員災害補償法の規定による遺族補償、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれらに相当する給付は、夫の死亡後六年間遺族に対して補償を行なうことになっております。

従ってたとえその補償が一時金で支払われた場合でも、母子年金の支給は、夫の死亡日から六年間

建設だより

◇防火貯水そう新設工事

本年度分防火貯水そうの新設工事が、市内四カ所で着工されております。

これらの貯水そうは、いずれも埋没式鉄筋コンクリート構造で、その設置場所、貯水量、工事費及び完成予定日は次のとおりです。

①国府津地内窪沢木工所附近
貯水量　二〇立方㍍
工事請負費　二二万五千円
完成予定　十一月二十八日

②蓮正寺地内霞ケ瀬住宅前
貯水量　四〇立方㍍
工事請負費　四〇万円
完成予定　十一月三十日

③山王原地内小田原被服附近
貯水量　四〇立方㍍
工事請負費　三九万五千円
完成予定　十一月三十日

④緑地内東亜木工所附近
貯水量　四〇立方㍍
工事請負費　三九万五千円
完成予定　十一月三十日

このほか、成田地内にも二〇立方㍍の貯水そうが新設されますが、設置場所の関係で農繁期後に着工される予定です。

なお、工事費の財源には、起債のほか、四〇立方㍍のものについては一〇万円、二〇立方㍍のものについては六万円の国庫補助金が、それぞれ充当されます。

◇楠坂諏訪原線道路改良工事

府川、北ノ窪地内

（工事概要）

道路拡幅

延長三二〇㍍　幅員六㍍（従来三・五㍍）

石積工

雑割石練積　三〇・六平方㍍

空積　五四一・九平方㍍

U型側溝　延長三六〇・五㍍

L型側溝　延長二七九・五㍍

工事請負費　四八八万円（うち県費補助一六六万六千円）

十二月二十四日完成の予定

◇小田原地区漁港施設万年地先防波堤改良工事

（工事概要）

胸壁工

延長三二七・四㍍　高さ六〇センチ

天端コンクリート補修工

延長一二二・二㍍　幅四㍍　面積四八八・八平方㍍

石積積直工

延長二〇㍍　法（のり）長三・六㍍　面積七二平方㍍

工事請負費　一六三万円（うち県費補助三分の一）

十二月二十日完成の予定

◇小田原地区漁港施設網一色地先防波堤改良工事

（工事概要）

天端工

延長八二・二五㍍　幅一・三㍍

法覆工

延長九八・七八㍍　法（のり）長四・三～一・五五㍍

基礎工

延長九八・三一㍍　幅七〇センチ

工事請負費　一二四万九千円（うち県費補助三分の一）

十二月二十日完成の予定

◇下水道第二、四、五工区（汚水処理）工事

中島地内

（工事概要）

陶管埋設（二五〇ミリ）

一一九六本　延長八八四・五㍍

工事費　四六〇万八千円（財源には、国庫補助金、起債等を充当）

十一月末日完成の予定

◇飯泉国府津線街路築造工事

鴨宮地内

（工事概要）

街路築造

延長　二五三・五〇㍍

幅員　一五・〇〇㍍

工事費　二九八万円（うち国庫補助三分の二）

十一月一日着工、明年三月末日完成の予定

◇早川風祭線街路築造工事

早川地内

（工事概要）

街路築造

延長　五四五・六四㍍

幅員　一二・〇〇㍍

工事費　五七二万円（うち国庫補助二分の一）

十一月一日着工、明年三月末日完成の予定

めだつ資質や体形の向上

畜産共進会

昭和三十五年度小田原市畜産共進会は、さる十月四日、五日の両日城址水の公園で開催されました

出品された家畜類は、乳牛をはじめ豚、山羊、鶏など一一四点の優秀なものばかりで、昨年に比べ資質、体形等が格段の進歩を示しておりました。

なお、各部の優等は次のとおりです。

〃（一類）柏木文明（曽我）
〃（二類）簑宮茂（荻窪）
役牛　曽根田敏夫（久野）
豚（種豚）中村倉右衛門（荻窪）
〃（〃）守屋房吉（〃）
〃（肉豚）中村倉右衛門（〃）
山羊（成）杉崎卯太郎（曽我）
（未成）奥津七郎（桜井）
鶏（種鶏）平野亀之助（足柄）

乳牛の審査

審査されている乳牛は優等のシモ・モチデ・ダビイドソン

第5回県農業まつり

⊙12月1日（木）
◇農業まつり開祭式（10時～11時）
中央公民館
◇県警バンド市中行進・農業まつり大パレード（11時30分～12時）
◇県警演奏会・郷土芸能大会（13時～16時）　野外劇場
⊙12月1日（木）～3日（土）
◇農産物品評会（10時～16時）
城山中学校
◇肥料展示会（10時—16時）
城山中学校
◇農薬展示会（　〃　）　〃
◇農機具展示会（　〃　）
城内小裏グランド
◇警察展　（〃）城内小学校講堂
◇農家生活展（〃）　柑橘会館
◇農産加工品評会（〃）　〃
◇海外移住展　（〃）　〃
◇農村電化展　（〃）
県立婦人職業訓練所
◇自動車展示会（10時—16時）
水の公園内
◇牛乳・みかん・茶・落花生即売会（〃）　〃
◇植木・苗木市（〃）　〃
⊙12月2日（金）
◇家の光大会（10時～12時）
中央公民館
◇婦人部芸能祭（13時～16時）
⊙12月3日（土）
◇文化放送公開録音（13時～16時）
城内高校体育館

優良公民館表彰さる

三十三区、江之浦の二館

さる十月五日平塚市須賀公民館で、第二回神奈川県公民館大会が開催され、その席上三つの優良公民館が表彰されましたが、本市からは、三十三区公民館（中島）と江之浦公民館が、顕著な業績と活発な活動状況を認められて、県公民館連絡協議会会長からはえある表彰を受けました。

三十三区公民館は、早くから環境衛生の改善に尽力、その功績が認められて本年厚生省から表彰を受けたほか、新生活運動の面においても県下のモデル地区に推せんされております。また六十三を数える読書グループも活発な活動を続けており、かいのない充実した運営により、地区の人達の文化教養の場として、大きな役割を果しております。

江之浦公民館は、久しく青年の教育の場として発展し、現在の公民館活動も青年が中心となっております。特に新生活運動の一環である地区内の台所改善は、青年が中核体となって、計画的に推進されたものの一つです。そして一軒の脱落者もなくこの公民館を中心として新生活運動による部落づくりに全力をあげ、各方面の注目を集めております。

上の写真は　こども会の役員選挙

学童二〇%に寄生虫卵

第一回の検査結果まとまる

市の教育委員会では。春秋の二、小学校一四、二〇二名、中学校一回にわたり、市立幼稚園の園児及び小、中学校の児童生徒を対象として、検便による寄生虫卵検査を行なっておりますが、このほどその第一回の検査結果がまとまりました。

検便を受けた者は幼稚園五八名、小学校二二・一%、中学校一七・七%で、全体では二〇・六%となり一〇〇名のうち二〇名は、卵をもっていることがわかりました。

小学校の陽性者を地域別にみますと、市内の中心地は一〇%内外、中心周辺地区の大窪、早川、町田及び川東南部の酒匂、国府津、下曽我地区は三〇%内外です。中学校の陽性者の地域別比率も小学校と大体同率です。

また寄生虫のうち、こう虫（十二指腸虫）の卵をもっている者は、小、中学生を合わせて十二名おりましたが、小田原保健所では、このこう虫は皮膚から侵入し、駆除しにくい恐ろしいもので、早く手をうち、完全に治療する対策が必要であるといっております。

検便による陽性者四、三五七名の者に駆虫薬を飲んでもらい、再検査したところ、なお九二八名が陽性者として残されました。

ところが県下の状況をみますと本市は遺憾ながらあまりよい成績ではありません。

この問題は、なんといってもご家庭の皆さんが虫卵保有者でないことが大切でありますので、市民の皆さんも、協力して根絶にあたっていただかないとよい成績が得られません。

かい虫がもとで大事な生命を失った人もあるとのことで、寄生虫もなかなか馬鹿になりません。

市教委では、さらにこの十月末から第二回の検査を行なっていますが、市民の皆さんもすすんでこの検査に協力していただき、陽性者の寄生虫の駆除につとめてください。

手洗いの励行など

ことしの目標きまる

新生活運動協議会

新生活運動とは、私たちの暮らしを全部新しく切り替えるということではなく、日常生活を一層合理的にし、幸福になるためにはどのようにしたらよいかを私たち個人から家庭へ、家庭から社会へと進めてゆく運動です。

本市では昭和二十七年に各種団体が、お互いに手をたずさえてこの運動を推し進めるために、小田原市新生活運動協議会が発足し現在に至っております。

この間、新生活運動の目標として環境衛生の向上、冠婚葬祭の簡素化、貯蓄の励行、台所の改善等私たちの日常生活に必要を感じている問題をとり上げ、多くの成果を収めてきました。

そこで本年度は、「手洗いの励行」、「時間の励行」、「話し合いの機会を多く持つ」の三つを目標として、私たちの暮らしをよりよくしてゆくことになりました。

どのようにしたら手洗いが励行されるか、また集合時間と終了時間を守るにはどうしたらよいかなどの問題も、多くの人が話し合うことによって一つ一つ解決されてゆくことと思います。

市民の皆さま、共に手をとり合って目標に進み、私たちの新しい生活面を切り開きましょう。

あん摩にかかるときは免許証の提示を

県衛生部では、無免許あん摩師の追放対策の一環として、昭和三十五年三月一日、あん摩師等の施行細則を一部改正しました。

この改正によりあん摩師の免許証は携帯用となり就業する時には常に所持しなければならなくなりましたので、あん摩師にかかるときは、免許証の提示を求めてから治療を受けてください。

ラジオ・テレビの雑音防止につとめましょう

神奈川地区受信障害対策協議会

演芸会に野外劇場を貸します

観光係では城址公園の野外劇場を希望の団体に申し込みにより、無料で提供することになりましたので、ご希望の団体は市観光係までお申し込み下さい。

人権特設相談所の開設

11月14日
午後1時から
午後4時まで
中央公民館分室

新しい道路交通法

12月20日から実施

わたしたちの生活から交通事故をなくそうという世論にこたえて、現行法の「道路交通取締法」にかわって、新しい「道路交通法」が、きたる十二月二十日から施行されます。

小田原警察署管内における昨年の交通事故発生数は一、三三三件に達し、県下有数の事故発生地区となっております。

わたくしたちは、この際新しい交通規則をよく理解し正しい交通のきまりを身につけて事故多発地区の汚名を返上しようではありませんか。

そこで今回は、新しい道路交通法の重点をお知らせいたしましょう。

歩行者の保護

新しい法律では、全体を通じて歩行者の保護に重点がおかれております。

たとえば、車は歩行者が横断歩道を歩いているとき、その通行をさまたげないように一時停車するか、又は徐行すること等は現行法と同様ですしかし車が車庫とか、施設などに出入りするために歩道を横断する場合、現行法では、歩行者の安全に注意しながら徐行すればよいことになっておりますが、新法では、歩道の直前で一時停車しなければならないことになります。

また歩車道の区分がない道路で、公安委員会の指定した場所に駐車する場合は、歩行者の通行の安全をはかるため、左に〇・五㍍の余地がなければならないことになります

一方歩行者も定められた通行方法（現行法とかわりない）にしたがわなければならないことはもちろんですが、もし規則に違反し、警察官の指示にしたがわないときは、処罰されます。

通行の優先順位の変更

現行法では「歩行者は右、車馬は左」を通行することになっておりますが、新法では「車両は道路の中央から左の部分を走らなければならない」と、左側通行の原則がはっきりされております。つまりセンターラインを越してはならないことになります。

ただし、一方通行、せまい道路、道路の左側に工事現場等がある場合は例外です。

また通行の優先順位は、①自動車及びトロリーバス、②自動二輪車、軽自動車、③モーターバイク、④自転車、荷車の順となります。

従って現在乗用車等と一緒に走っている自動二輪車の順位は一だんと低くなりこれにより自動二輪車の乱暴な運転が改められることになります

酔っぱらい運転等は厳罰

きびしくなる規則

踏切や交差点での注意

現行法では、安全であることを確認すれば、踏切で一時停車をしなくてもよいことになっているため、踏切における交通事故は、非常に多いのが現状です。

このため新法では、信号機の信号に従う場合のほかは、踏切の直前で一時停車して安全を確かめた後、進行しなければならないと一時停車の義務を強く打ち出しております

また交差点で自動車、トロリーバスが右折する場合、現行法は右外小回りが原則ですが新法では第二種原動機付自転車も含めて右内小回りと改められます。従って第一種原動機付自転車、自転車、荷車等の軽車両は、交差点のはしに沿って徐行する右外大回りとなります。

停車の方法

人の乗り降りや荷物の積みおろしのために停車するときは、できるだけ道路の左側に停車することは現行法と同じです。しかし新法では、一方通行の道路で公安委員会が指定したところに停車する場合、道路の右側端でもよいことになっております。

駐車の方法

車両の駐車違反は、交通事故発生の原因の一つです。

このため新法では、現行法のほか新たに荷扱所、車庫などに通ずる出入口から三㍍以内、道路工事が行なわれている場所から五㍍以内のところを駐車禁止としております。

つまり駐車する場合に、その車両の右側に三・五㍍以上の余地がなくなるところは原則として駐車禁止となります

ただし、荷物の積みおろしの場合や運転者が車からはなれないとき、救急車などは例外です。

また新法では、違法駐車の場合警察官が、運転者や所有者に他へ車を移動するよう命ずることができるようになっております。

しもし運転者や所有者が現場にいないときは、警察官が車を移動できるなど、違法駐車に対する措置が新たに定められております。

酔っぱらい運転を厳罰

正常の運転ができない酔っぱらい運転、無免許運転、スピード違反及び信号無視などの場合は、現行法の罰則の二倍まで刑が重くなります。これは新法の大きな特色の一つです。

雇用者等の義務

運転者の雇用主又は管理者は、運転者がスピード違反をしなければならないように、時間を拘束する仕事を命じたり、無免許運転や飲酒、過労などの状態で運転をさせてはならない。また車に泥よけ器をつけ、車の装備を完全にしなければならないなど、新法では雇用者等に対する義務が新たに設けられております。

運転免許もかわる

現行法では、第一種免許は仮免許を除いて十種ですが、新法では大型、普通、特殊、三輪、二輪、軽自動のほか、第一種、第二種の原動機付自転車等の八種類になります。

従っていままで運転「許可」であった原動機付自転車は「免許」となります。

また第二種免許は、現行の五種が大型、普通、特殊、三輪の四種類に整備されます。そして免許を受けられる年齢もかわります。

すなわち、今まで十六歳でとれた小型自動四輪車免許が、普通免許となりますので、十八歳以上に引きあげられ、十四歳でとれた第一種原動機付許可が、第一種原動機付自転車免許になり、十六歳以上に引きあげられます。

第7回市民文化祭

◆明治以後小田原在住有名人遺作展
10月29日—11月6日
郷土文化館

◆文化財映画会
11月1日午後2時から
城内高校講堂

◆吹奏楽大会
11月5日午後2時から
本町小学校講堂

◆謡曲大会
11月6日午前9時から
本町小学校講堂

◆市民音楽祭
11月13日午前10時から
城内高校講堂

◆市民演劇祭
11月19日午後1時—6時
11月20日午前9時—午後9時
城内高校体育館

◆市民書道展
11月25日—26日
中央公民館

◆市民俳句大会
11月20日午前10時から
窓梅会館

◆市民短歌大会
11月27日午後1時30分から
中央公民館分室

◆学生美術展
11月27日—29日
中央公民館

さかな展示会

とき　11月23・24日

ところ　中央公民館

主催
小田原市・小田原魚市場
小田原魚商組合連合会

11月の納税

固定資産税
都市計画税
第3期分
納期限11月30日
税金はぜひ納期内に納めて下さい

遺族など約二千人が参列

おごそかに行なわれた 戦没者合同慰霊祭

二千六百四十柱の戦没者並びに戦争犠牲者の霊位を慰める、昭和三十五年度の戦没者合同慰霊祭は、さる十月十三日午前十時から、小峯配水池上森林公園内の慰霊塔前に遺族をはじめ、来賓、関係者など約二千名が参列して、仏式によりおごそかに行なわれました。

式は、まず海上自衛隊横須賀音楽隊吹奏のうちに国旗、市旗の掲揚にはじまり、寺院団の入場、遺族会代表の献茶に続いて、新規合祭の八柱が霊びように安置され、全員の黙とうがささげられました。

導師の香語につづき市長、市議会議長、市遺族会会長の祭文、県知事（代理）、県議会議長（代理）地元選出の国会議員及び県遺族会会長等の来賓から追悼の辞が述べられました。

引き続いて寺院団奉仕の読経、参列者の献花が行なわれ、最後に市長のあいさつがあつて式を終りました。

なお、午後からは慰霊塔前の仮殿舞台で、遺族慰安の演芸が行なわれました。

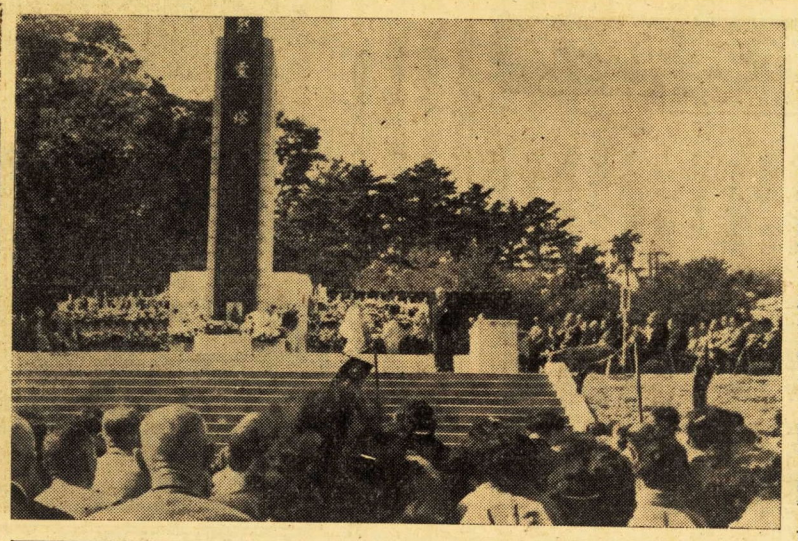

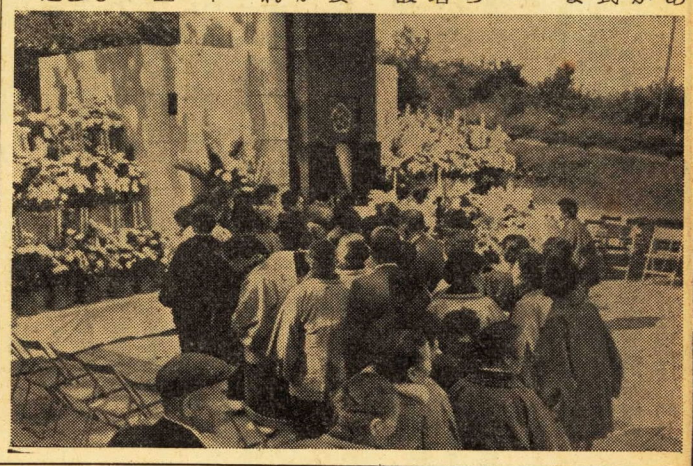

写真上 慰霊祭霊場
下 霊びように参拝する遺族

開館一周年に多彩な行事

こども大会や写真展など

～～～星崎記念館～～～

昨年十一月七日に開館した星崎記念館は一周年を迎えました。市立図書館および児童文化館では記念行事として次のような催しをいたしますので、皆さま多数のおいでをお待ちしております。

本を読むお母さんたちの集まり

◇日時　十一月七日（月）午後一時～四時
◇会場　図書館閲覧室（三階）
◇共催団体　読書推進運動協議会
神奈川県図書館協会

日ごろ読書に関心を寄せられているおかあさん方にお集まり願い話し合いと講演の会を開きます。

講演は、児童文学者の与田準一氏に作家の立場から、こどもの読みものと読書について〝おかあさんに対するお願い〟という観点でお話しをしていただく予定です。

続いて〝こどもの読書について〟パネル討議を行ないたいと考えております。この討議には当日出席されるお母さん方から三名、学校図書館、市立図書館から各一名、助言者として与田準一氏、出版界から小峰書店の小峰広志氏に参加していただく予定であります。

湯川治郎懐古展

◇期日　十一月四日～十三日
◇会場　星崎記念館会議室（二階）
◇共催団体　西相美術協会

画家湯川治郎氏は、特有な画風をもつて長い間市民の皆さまから親しまれてきましたが、今回は氏の旧作約二十点を一堂に集め、懐古展と銘うつての個展としました。

ハワイ展

◇期日　十一月十八日～二十七日
ただし、二十一日、二十三日は休館します
◇会場　星崎記念館会議室（二階）
◇共催団体　横浜アメリカ文化センター

報導写真家渋谷高弘氏撮影によるハワイの風物を紹介した写真集で、カラー写真二〇点、普通写真一三九点からなつております。

日米修好百年の歩み写真展

◇期日　十一月三日～十一日ただし、五日は休館します、
◇会場　星崎記念館会議室（二階）
◇共催団体　横浜アメリカ文化センター

ペルリの上陸、ハリスの来朝最初の遣米使節新見正興、小栗忠順等のアメリカでの活躍ぶり、クラーク博士の北海道における生活等を写しているほか、最近のものではアメリカの日本ブームをカメラに収めたものまで収録されております。

なお、資料は横浜アメリカ文化センターから提供されたものです。

星崎記念館開館一周年記念こども大会

◇日時　十一月五日（土）午後一時三十分から、六日（日）午前十時、午後一時からの二回
会場　児童文化館小劇場（一階）
◇出演団体　小田原高校児童文化部、城内高校児童部、小田原お話会、相洋高校児童文化研究部、小田原児童文化研究会（人形劇団わらべ）

七種目に大会新記録

男女とも城山中が優勝

第十三回市内中学校陸上競技大会は、秋晴れに恵まれたさる十月六日市営城山陸上競技場で開催されました。

当日は、市内各中学校から選抜された選手約四〇〇名が早朝から集まり、午前八時三〇分に入場し九時から競技を開始しました。

各校の応援団も約五、〇〇〇名が正面スタンドから芝生席を埋め、黒い服地の中に白シャツでくっきりと画き出されたスタンドの人文字や、赤い腕章に白い手袋をつけた応援団長の統制の下に、各校それぞれの手さばきにより拍手や応援歌で自軍の選手を激励する光景は、まことに中学生らしく清純で見る人に好感を与えました。

これらの応援に励まされた選手の活躍もすばらしく、終始熱戦を展開して大会新記録七つのほかにオープン種目でも多数の好記録が続出。男子、女子ともに城山中学校が優勝して、総合優勝の市長杯は城山中学校に授与され、大会は午後三時四〇分無事終了しました。

なお、各校の三位までの得点および新記録は次のとおりです。

◇　◇　◇

（得点順位）

男子の部

校名	得点
城山中	一二七・五点
千代中	七二点
城南中	三六点

女子の部

校名	得点
城山中	四六・五点
白山中	二七点
千代中	二六点

総合の部

校名	得点
城山中	一七一点
千代中	四六点
片浦中	三四点

（新記録）

男子の部

百㍍　11秒4　森谷嘉之（城山中）
二百㍍　23秒8　森谷嘉之（城山中）
二千㍍　6分21秒4　平岡靖久（城南中）
八十㍍ハードル　12秒7　平沢康夫（城山中）

女子の部

六十㍍　8秒3　中村京子（城山中）
百㍍　13秒5　大久保君枝（城山中）
八十㍍ハードル　15秒6　吉田恭子（白山中）

校名	得点
中学校	一六五
内大会	一六一
上競技	一八〇
市陸	二二

網一色　杉山かよ
中島　石田房夫
六　山王原二八〇小沢不二夫

文化財保護委員を委嘱

市教育委員会では、文化財保護委員の任期満了に伴い、このほど次のとおり新しく委員を委嘱いたしました。任期は二年です。

これらの委員の方は、市内に所在する文化財の保存及び活用等に関して、教育委員会の諮問に答えるほか、意見を具申したり必要な調査研究などを行ないます。

湯川治郎（古美術関係）
三好　晋（天然記念物関係）
福田以久生（一般歴史関係）
加藤誠夫（考古学関係）
鍵和田務（一般美術工芸関係）

市政クイズ

みんなで考えましょう　第30回

みんなに楽しみながら市の行政をよく知っていただくため、月一回市政クイズを行なうことにいたしております。奮つて応募して下さい。

問題

十二月□十日から新しい道路交通法が施行されます。新法では、歩行者の保□に重点がおかれ、運□者に対する取り締まりと違反者の□則が強化されています。すなわち通行の優□順位が改められ、自動二輪車の乱□な運転ができなくなりますまた□□に対する制限もきびしくなり、違反駐車は警察官が□動を命ずることができます。そのほか酔っぱらい運転やスピード□□などの罰則は現行法の□□まで刑が重くなり、雇用者にも□全運転のための□務が課せられています。なお免□を受けられる最低年齢も二□引き上げられました。

応募規定

1　賞金は二千円、正解者二名以上のときは等分し六名以上のときは抽せんにより五名に等分する（正解者のないときは次回に加算）
2　問題中□は当用漢字（補正漢字を含む）で記入する。
3　応募用紙は官製ハガキ又はハガキ大用紙
4　応募者の住所、氏名を明記する。
5　応募は一人一通に限る。
6　締め切りは十一月十五日（十五日消印あるものは有効）
7　あて先は市役所庶務課広報文書係
8　解答及び正解者は次号の本紙上に発表する。

（注意）応募者は小田原市民に限る⊙市の職員とその家族は応募できない

第29回の結果

応募者六四名のうち正解者は三名でありましたので、次の方に賞金六六六円をさしあげることになりました。

第29回の正しい答

下水処理の問題は全国都市における大きな悩みの一つであります。本市でも十カ年にわたる下水道建設計画を進め、昨年度から工事に着手しております。計画の概要は、総工事費約八億円で排水面積四四五・五ヘクタール、排水人口一〇三、三二五人を目標に分流式を採用、雨水は直接海へ放流し、汚水は終末処理場で浄化して川や海に放流します。工事は昭和四十三年に完成する予定ですが下水道ができますと各家庭では約二万五千円で排水管に直結した衛生的な水洗便所が作れて、使用料も現在の汲取料程度ですみます。

郷土の歴史と現代の動きがわかる

便利な「新聞記事索引」

図書館では、さる七月から小田原、箱根及びその周辺に関係ある新聞記事を、こまかく分類した帳簿式の新聞記事索引を作成しております。

この索引は郷土に関する政治、経済、文化、教育をはじめ社会問題まで、すべて図書の日本十進分類法によって分類してあります。

いままで図書館は新聞記事を切りぬき法により整理してきましたが、これでは記事の収容力にかけるところがありこの新聞記事索引の作成をはじめたわけです。

これによれば記事は豊富に記載できるとともに自由自在に記事そのものをさがし出すことができます

田原駅という記事を調べたい場合駅の分類は六十八ですからその項目をさがし出せば、目的の見出しも容易に発見でき、そこに掲載されている新聞社別、日付、頁等から本文記事を読むことができます

毎日の社会の動きを整理したこの索引はそのまま郷土の歴史となり、現代社会の鳥かん図にもなると各方面から歓迎されております

新聞記事に関する調査、研究については図書館へお出かけになる

図書館ご案内

自動車文庫配本巡回コース

11月18日（金）新宿公民館、酒匂分館（酒匂婦人会）、国府津分館（国府津婦人会、国府津青年団）、田島婦人会
11月16日（土）寺町公民館、池亀農業、久野和留沢地区
11月20日（日）朝日婦人会、今井婦人会、風祭地区
11月22日（火）下曽我、曽我、上府中、豊川、桜井、片浦分館
11月24日（木）入谷津、上谷津中谷津、下谷津地区
11月25日（金）国際通り商店街青年部、専売公社、水之尾地区
11月26日（土）小西六写真、東上地区、荻窪第二地区、第三地区
11月27日（日）谷津市営アパート読書会、南板橋第一、第二地区、板橋第一、第二地区
12月1日（火）健康学園、箱根療養所、新緑読書会
12月2日（水）大同毛織、柳屋ポマード、久所婦人会
12月3日（木）入生田公民館、報徳組

注、一部変更になるところがあるかも知れません。

秋の小田原城

菅原車引
菊人形と菊花展
10月23日～11月23日
素人演芸会　友音会演芸部
野外劇場
期間中の日曜祭日に行ないます